

文字の大きさ 大 中 小

地方独立行政法人
東京都健康長寿医療センター

病理解剖バイオバンク

トップページ

サイトマップ

トップページ >

倫理的配慮

規約・運営指針

一般の方々へ

バイオバンクの利用を
希望される研究者の方へ

お問い合わせ

このホームページについて

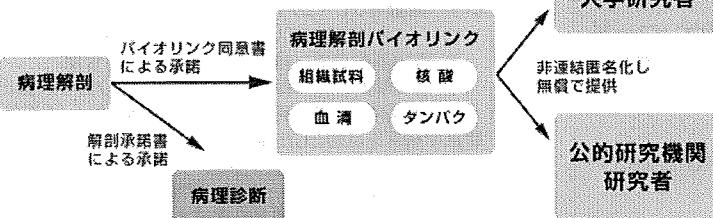
リンク

病理解剖バイオバンクについて

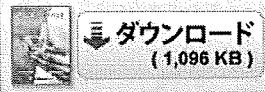
ヒトの病気は複雑で、未解決の問題が数多く残されています。これらを解明し、医学・医療を発展させていくためには医学研究は欠かせません。医学研究は、はじめは実験動物を用いて行われますが、最終的には人のからだの組織（人体の一部を構成するもので、細胞の集まり）を用いた検討がどうしても必要となります。しかし日本には、医学研究のために人の組織を提供する機関が少なく、組織試料は不足していて、外国からの試料などに頼っているのが現状です。

そこで、東京都健康長寿医療センターでは、病理解剖の際に採取された組織試料の一部を保管し、それを医学研究者へ提供する病理解剖バイオバンク事業を発足しました。これにより研究が進展すれば、新しい診断・治療法の開発による医学・医療の向上が期待されます。

病理解剖バイオバンクの概要



パンフレットPDF



東京都健康長寿医療センター

病理解剖コラボレーション事業

老年病SNPデータベース
JG-SNP

高齢者ブレインバンク

[ページ先頭へ戻る]

トップページ | お問い合わせ | このホームページについて | リンク | サイトマップ

このホームページは平成21年度厚生労働科学研究費補助金創薬基盤推進研究事業「ゲノム研究
プロトオーム研究に適用可能な病理解剖組織バンクの開発」の研究の一環として作成されました。

Copyright(C) TOKYO METROPOLITAN GERIATRIC HOSPITAL AND INSTITUTE OF GERONTOLOGY, All Rights Reserved.

文字の大きさ 大 中 小

地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター

病理解剖バイオバンク

トップページ

サイトマップ

トップページ > 病理解剖バイオリソース機構規約 / バイオバンク規約

バイオリソース機構規約 | バイオバンク運営指針

病理解剖バイオリソース機構規約

病理解剖バイオリソース機構規約 PDF版 (164KB)

第1章 総則

■ 名称

第1条 この団体の名称は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター病理解剖バイオリソース機構(以下「機構」という)という。

■ 事務所

第2条 機構は、事務所を東京都板橋区栄町35-2地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(以下「センター」という)に置く。

■ 目的

第3条 機構は、病理解剖由来の人体組織を用いた臨床医学・基礎医学研究を広く支援し、人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究を推進することを目的とする。

■ 事業

第4条 機構は、前条の目的を達成するために、病理解剖バイオバンク(以下「バイオバンク」という)、高齢者ブレインバンク、病理解剖コラボレーション(共同研究)において次の事業を行う。

(1)バイオバンクにおいて行う臨床医学・基礎医学研究事業

ア 病理解剖の際に得られた組織の収集、管理

イ 病理解剖の際に得られた核酸、タンパク質等の抽出、管理

ウ 病理解剖の際に得られた組織、核酸、タンパク質等の研究者への提供。提供は臨床医学・基礎医学研究を目的とした場合に限る。

(2)高齢者ブレインバンク事業

(3)病理解剖コラボレーション(共同研究)事業

(4)その他本機構の目的を達成するために必要な事業

(高齢者ブレインバンク事業)

第5条 高齢者ブレインバンク事業については、別に定める高齢者ブレインバンク運用要綱に則って事業を行う。

(病理解剖コラボレーション(共同研究)事業)

第6条 病理解剖コラボレーション(共同研究)事業については、別に定める病理解剖コラボレーション(共同研究)事業運用要綱に則って事業を行う。

第2章 役員

第7条 機構に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 2名

(3)幹事(会長、副会長を含む)8名以内とする。

2 幹事は、東京都健康長寿医療センター長が任命する。

3 幹事は、センター病院から4名以内、センター研究所から4名以内で構成される。

4 会長及び副会長は、幹事の互選により定める。

会長、副会長の職務

第8条 会長は機構を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長が業務を遂行できない場合はその職務を行う。

幹事の任期

第9条 幹事の任期は2年とし、一斉改選とする。ただし、欠員補充として選任された幹事の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

2 幹事は再任されることができる。

第3章 幹事会

幹事会

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、この機構の運営に関する重要な事項について議決する。

3 幹事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

- 4 幹事会は会長が招集する。
- 5 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 幹事会は、幹事の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 7 幹事過半数の請求があった場合には、会長は幹事会を開催しなければならない。
- 8 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 委員会

■ 病理解剖バイオバンク研究計画審査会

第11条 この機構に、病理解剖バイオバンク研究計画審査会(以下「バイオバンク研究計画審査会」という)を置く。

2 バイオバンク研究計画審査会は、研究者からバイオバンクに対して申請された研究計画に関し、研究計画の科学的な妥当性等、必要な事項を審議する。

3 バイオバンク研究計画審査会の委員は会長が委嘱する。

4 バイオバンク研究計画審査会に必要な事項は、会長が別に定める。

■ 病理解剖バイオバンク倫理委員会

第12条 この機構に病理解剖バイオバンク倫理委員会(以下「バイオバンク倫理委員会」という)を置く。

2 バイオバンクへの申請はバイオバンク倫理委員会で審議する。

3 バイオバンク倫理委員会は、研究者から申請された研究計画に関し、倫理的な問題について必要な事項を審議する。

4 バイオバンク倫理委員会の委員は会長が委嘱する。

5 バイオバンク倫理委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

6 バイオバンク倫理委員会の設立以前では、センター病院倫理委員会をもって代えることができる。

■ 諮問委員会

第13条 この機構に諮問委員会を置く。

2 諮問委員会は、機構の事業、あり方について、評価及び助言を行う。

3 諮問委員会の委員は会長が委嘱する。

4 諮問委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

■ 委員会

第14条 この機構に、幹事会の同意を得て、第10条から第12条に規定するほかに委員会を置くことができる。

2 委員会は、会長の諮問に応じて、業務運営に関して必要な事項を調査研究又は審議する。

3 委員会の委員は会長が委嘱する。

4 委員会の委員に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 規約の変更

■ 規約の変更

第15条 この規約の変更は、幹事会において出席幹事の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

第6章 雜則

■ 委任

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年10月1日から施行する。

2 機構の設立当初の幹事は、別紙幹事名簿のとおりとし、その任期は第9条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

[[ページ先頭へ戻る](#)]

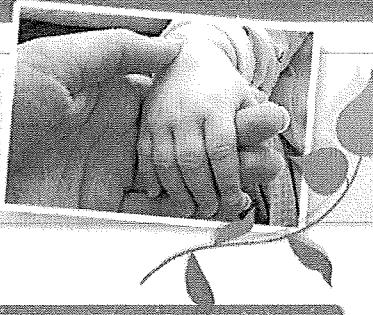
[トップページ](#) | [お問い合わせ](#) | [このホームページについて](#) | [リンク](#) | [サイトマップ](#)

このホームページは平成21年度厚生労働科学研究費補助金創薬基盤推進研究事業「ゲノム研究
プロトオーム研究に適用可能な病理解剖組織バンクの開発」の研究の一環として作成されました。

Copyright(C) TOKYO METROPOLITAN GERIATRIC HOSPITAL AND INSTITUTE OF GERONTOLOGY, All Rights Reserved.

文字の大きさ 大 中 小

地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 病理解剖バイオバンク



トップページ

サイトマップ

トップページ > バイオバンク運営指針

- 倫理的配慮
- 規約・運営指針
- 一般の方々へ
- バイオバンクの利用を希望される研究者の方へ
- お問い合わせ
- このホームページについて
- リンク

バイオリソース機構規約

バイオバンク運営指針

バイオバンク運営指針

[バイオバンク運営指針 PDF版 \(176KB\)](#)

目的

第1条 本運営指針は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(以下「センター」という)病理解剖バイオリソース機構(以下「機構」という)規約第4条に基づき設置する病理解剖バイオバンク(以下「バイオバンク」という)において、正常組織、病的組織等に由来する試料(以下「試料」という)の取得、バイオバンクでの保管等の処置及び研究者への提供が適正に行われ、臨床医学・基礎医学研究に適切に利用されることを目的として定める。

基本方針

第2条 バイオバンクにおける業務の遂行にあたっては、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成13年3月29日付け文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第1号)に基づき取り扱うことを基本とする。

2 試料の取り扱いにあたっては、究極の個人情報である遺伝情報に関するものがあることを踏まえ、人間の尊厳の保護と人権の尊重を前提として、業務の公共性、透明性が確保されなければならない。

3 バイオバンク事業においては、その社会的有益性を確認するとともに、個人の人権の保障を科学的又は社会的な利益に優先して行う。

バイオバンク長

第3条 バイオバンクにバイオバンク長を1名置き、機構の会長が任命する。

2 バイオバンク長は、次に掲げる事務を行う。

- ①試料の收受、保管、情報管理、品質管理、研究者への提供及び廃棄の業務
- ②試料を保管する部屋、区域及び設備の安全管理
- ③試料を取り扱う職員に関する教育、指導及び助言

個人情報管理者

第4条 バイオバンクに個人情報管理者を1名置き、機構の会長が任命する。

2 個人情報管理者は、試料に係る個人情報の収集及び保護管理を行う。

3 個人情報管理者は、試料の外部研究者への配布にあたっては、連絡不可能匿名化とする。匿名化にあたっては、対応表を破棄し、個人情報を含まない最低限の情報(提供日、年齢、性、組織名、試料の種類・量)のみを保存する。

(インフォームド・コンセント)

第5条 機構は、病理解剖を受ける者またはその代諾者(遺族)に対し、事前に、バイオバンクの意義、目的、方法、予測される結果、遺族が被るおそれのある不利益、試料等の保存及び使用方法等について十分な説明を行った上で、自由意思に基づく文書による同意(インフォームド・コンセント)を受けて、試料等の提供を受けることとする。

2 代諾者は、死亡した提供者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に準ずると考えられる人の中から、死亡した提供者の家族構成や置かれていた状況、慣習等を勘案し、提供者の生前の推測される意思を代弁できると考えられる人が選定されることを基本とする。

3 代諾者からインフォームド・コンセントの撤回があった場合は、原則として、当該提供者に係るバイオバンク試料等を廃棄し、その旨を代諾者に文書により通知する。また、代諾者が廃棄以外の処置を希望する場合には、特段の理由がない限りこれに応じる。ただし、インフォームド・コンセントの撤回があったとき既に、試料が連絡不可能匿名化され外部研究者へ提供された後であれば、提供した試料等については、連絡不可能匿名化のため廃棄することはできない。

試料の受け入れ・保存

第6条 機構において行うバイオバンク事業に必要な試料は、センターから受け入れる。

2 バイオバンクは、受け入れた試料をバイオバンク内部で適切に管理する。

3 バイオバンクがセンターから受け入れる試料は、次の条件を全て満たすものでなければならぬ。

- ①代諾者(遺族)に十分な説明がなされており、文書による同意が得られていること
- ②重篤な疾病的原因となる病原体の感染について原則的に陽性でないこと(肝炎ウイルスは除く)

第7条 バイオバンクでは、試料の保管を-80度Cの超低温槽で行い、常時、槽内の温度をモニターし、記録に残すこととする。その他、試料の保管に関することはバイオバンク長が別に定める。

第8条 バイオバンク長は、試料の取り扱いにおける安全対策に関して規則と手引き書を作成し、バイオバンクでの組織の保管、管理、配布などの業務に関わる職員に遵守させなければならない。

第9条 バイオバンク長は、教育・訓練を通じ安全な試料の取り扱い業務を実施するよう努力しなければならない。

試料の保管期間と廃棄)

第10条 試料は原則として使い切るまで保管する。バイオバンクが閉鎖する場合には、試料の残余は廃棄する。もしくは病理解剖バイオバンク倫理委員会の承認を得た上で、連結不可能匿名化し公的バンクへ寄託する。

研究計画の申請・受付

第11条 バイオバンクの管理する試料を利用して、臨床医学・基礎医学研究を行おうとする研究者は、大学、公的研究機関に所属する研究者(以下「研究者」という)でなければならない。

2 バイオバンクの管理する試料を利用して、臨床医学・基礎医学研究を行おうとする研究者は、会長に研究計画申請書(様式1)を提出しなければならない。申請する研究計画は、研究者の所属する部門の長及び所属機関の倫理委員会の承認を得ることを前提とする。

3 バイオバンクの管理する試料を利用して、臨床医学・基礎医学研究を行おうとする研究者は、研究に係る利益相反がある場合には、会長に「研究に係る利益相反自己申告書」を提出しなければならない。

第12条 バイオバンク長は、提出された研究計画申請書について必要事項の確認を行い、申請を受理するものとする。

2 提出された研究計画申請書の記載に不備があるとき、バイオバンク長は、この申請を不受理とするものとする。

3 バイオバンク長は、受理した研究計画申請書を病理解剖バイオバンク研究計画審査会に送付するものとする。

研究計画の承認

第13条 研究者から申請のあった研究計画について承認、不承認の決定をする場合、バイオバンク研究計画審査会及びバイオバンク倫理委員会の意見を基に書式にて審査し機構の幹事の合意をもって承認することを原則とする。ただし、合意が得られない場合は機構の会長が幹事会を召集し、幹事の三分の二以上の合意をもって決断ができる。また、バイオバンク倫理委員会が不承認の意見を出した研究については、その実施を許可しない。

2 研究計画を承認、不承認を決定したときは、その内容を研究者に通知するものとする。

契約の締結

第14条 研究計画の承認を受けた研究者は、機構の会長に試料配布契約申込書(様式2)を提出し、契約を締結し、遵守する義務がある。

2 試料は無償とする。但し、研究者は配布試料の採取・管理に掛かる実費相当額を原則的に負担するものとする。実費相当額は幹事会で別に定める。

3 試料の配布にあたっての送料は、原則的に研究者が負担するものとする。

(海外への試料提供)

第15条 海外への試料提供については、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成13年3月29日付け文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第1号)に基づき執り行う。

(試料の目的外使用の禁止)

第16条 バイオバンクから試料の提供を受けた研究者は、承認を受けた研究計画以外に試料を活用してはならない。

違反処理

第17条 バイオバンクから試料の提供を受けた研究者が、申請内容と異なる研究を実施するなどの違反の可能性がある場合には、機構は研究の実施状況を実地調査することが出来る。また、機構の会長は、当該研究者及びその研究者が所属する研究機関に対し書面による再発防止策の提出を求めるとともに提供した試料の返還請求を行うことが出来る。また、以後の試料の提供の停止などを行うことが出来る。

研究者所属機関の変更

第18条 バイオバンクから試料の提供を受けた研究者が研究期間中に所属機関を変更する場合、速やかに機構の会長に報告しなければならない。

研究活動の報告及び試料の廃棄

第19条 バイオバンクから試料の提供を受けた研究者は研究終了後、研究実施経過／終了報告書(様式3)を速やかに機構の会長に提出しなければならない。研究実施期間が1年を超える場合は試料配布後1年毎に研究実施経過／終了報告書(様式3)を機構の会長に提出するものとする。

2 研究の成果を学会、学術誌などに発表するにあたって、研究者はその論文等にこの機構から配付された試料を利用することを記載し、機構に報告することとする。

3 研究の終了に伴い、提供した試料に残余分がある場合には、研究者の責任において全て廃棄するものとする。

知的財産権

第20条 研究により生じる知的財産権は、当該研究を実施した研究者に帰属するものとする。

広報活動

第21条 機構が行う事業内容については、文書、インターネット等を通じて定期的に報告、開示する。ただし倫理上、知的財産上で問題がある場合、あるいは機構の会長が特に必要を認めた場合はこの限りではない。

寄付金等の受け入れ

第22条 機構は、機構が行う事業を運営するために国及び都等からの公的補助金、個人、企業、団体からの寄付金等を受け入れることができる。

委任

第23条 この運営指針に定めるもののほか、バイオバンクの運営に関し必要な事項は、バイオバンク長が別に定める。

附則 この指針は、平成21年10月1日から施行する。

[ページ先頭へ戻る]

[文字の大きさ 大 中 小]

**地方独立行政法人
東京都健康長寿医療センター**

病理解剖バイオバンク

[トップページ](#) [サイトマップ](#)

- [倫理的配慮](#)
- [規約・運営指針](#)
- [一般の方々へ](#)
- [バイオバンクの利用を希望される研究者の方へ](#)
- [お問い合わせ](#)
- [このホームページについて](#)
- [リンク](#)

[パンフレットPDF](#) [ダウンロード \(1,096 KB\)](#)

[東京都健康長寿医療センター](#)

[病理解剖コラボレーション事業](#)

[老年病SNPデータベース JG-SNP](#)

[高齢者ブレインバンク](#)

病理解剖バイオバンク事業では、医学研究者へ提供するための試料を、東京都健康長寿医療センターで行われる病理解剖のときに採取させていただいております。

病理解剖では、病理診断に必要な組織試料が採取されますが、ご家族の方から病理解剖バイオバンク事業への協力にご承諾をいただければ、その採取量をわずかに増し、そこからバイオバンク用の試料を取り分けさせていただきます。そこからDNA・タンパク質も調製いたします。

病理解剖バイオバンク事業への協力にご承諾をいただく際にご家族への説明に用いている冊子「病理解剖バイオバンクのご紹介」のPDF版をご覧いただけます。バイオバンクについて詳しくお知りになりたい方はこちらをご覧ください。

[「バイオバンクのご紹介」PDF版 \(354KB\)](#)

病理解剖バイオバンク Q & A

Q. 病理解剖の承諾とは別にバイオバンクへの協力の同意が必要なのですか？

A. バイオバンク事業にご協力いただくには、病理解剖の承諾とは別の同意が必要です。

病理解剖は、亡くなられた方の死因を確認し、病気の成り立ちを解明するために行われます。バイオバンク事業は、病理解剖の際に採取した組織をバイオバンクの試料として保管し、その試料を基礎医学・臨床医学研究のために研究者へ提供する事業です。

Q. 同意の取り消しはできますか？

A. 同意者は、バイオバンク提供の同意をいつでも取り消すことができます。

同意撤回書を病理解剖バイオバンクへご郵送ください

[同意撤回書 PDF版 \(141KB\)](#)

Q. 提供した試料はどのように活用されるのですか？

A. 提供された試料は、大学または公的研究機関に所属する研究者により、バイオバンクの研究計画審査会および倫理委員会で適正であると認められた研究にのみ用いられます。そして病気の予防法、新しい診断法、治療法の開発や新しい薬の開発などの基礎医学・臨床医学に活用されます。

Q. 個人情報は保護されるのですか？

A. 個人情報は厳重に管理いたします。提供していただいた試料からは、提供者の氏名、住所、生年月日など個人を特定できるような情報は削られ、代わりに新しい番号がつけられます。

Q. 費用の負担はありますか？

A. バイオバンクへご協力いただいても、試料提供者のご親族が費用を負担することはありません。

[ページ先頭へ戻る]

[トップページ](#) | [お問い合わせ](#) | [このホームページについて](#) | [リンク](#) | [サイトマップ](#)

このホームページは平成21年度厚生労働科学研究費補助金創薬基盤推進研究事業「ゲノム研究プロトーム研究に適用可能な病理解剖組織バンクの開発」の研究の一環として作成されました。

Copyright(C) TOKYO METROPOLITAN GERIATRIC HOSPITAL AND INSTITUTE OF GERONTOLOGY, All Rights Reserved.

文字の大きさ 大 中 小

地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 病理解剖バイオバンク

トップページ

サイトマップ

トップページ > バイオバンクの利用を希望される研究者の方へ

倫理的配慮

規約・運営指針

一般の方々へ

バイオバンクの利用を
希望される研究者の方へ

お問い合わせ

このホームページについて

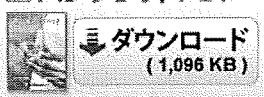
リンク

バイオバンクの利用を希望される研究者の方へ

バイオバンク事業では病理解剖例から採取された組織、核酸、タンパク質等を研究者に提供します。提供は臨床医学・基礎医学研究を目的とした場合に限ります。

- バイオバンクを利用する研究者は、大学、公的研究機関に所属する研究者でなければなりません。
- 利用を希望する研究者は、研究計画申請書を提出して下さい。研究計画申請書はウェブサイトからダウンロードできます。
- 研究計画申請書はバイオバンク研究計画審査会及びバイオバンク倫理委員会で審査を受けて承認される必要があります。
- 申請する研究計画は、研究者の所属する部門の長及び所属機関の倫理委員会の承認を得ることを前提とします。
- 研究計画の承認を受けた研究者は試料配布契約申込書を提出し、契約を締結します。
- 試料は無償とします。但し、研究者は配布試料の採取・管理に掛かる実費相当額および送料を原則的に負担するものとします。
- バイオバンクから試料の提供を受けた研究者は研究終了後、研究実施経過／終了報告書を速やかに機構の会長に提出しなければなりません。
- 研究により生じる知的財産権は、当該研究を実施した研究者に帰属するものとします。
- 現在バイオバンクが保有している試料の内容については直接お問い合わせください。

パンフレットPDF



東京都健康長寿医療センター

病理解剖コラボレーション事業

老年病SNPデータベース
JG-SNP

高齢者脳炎バンク

研究計画申請
書 Word (80KB)

試料配布契約申
込書 Word
(52KB)

研究実施経過／終
了報告書 Word
(63KB)

採取組織一覧

心左室壁	脾臓	リンパ節	腸間膜脂肪
左心耳	腎皮質	下垂体	皮下脂肪
上行大動脈	腎髓質	甲状腺	腕神経叢
下大静脈	尿管	上皮小体	腰椎椎体
肺末梢	前立腺	副腎	腰椎椎間板
食道	子宮頸部	腹部皮膚	肋軟骨
頸下腺	子宮体部	女性乳腺	喉頭
肝臓	精巣・卵巣	大腿四頭筋	気管
胆嚢	脾臓	横隔膜	大腿骨髓

[ページ先頭へ戻る]

トップページ | お問い合わせ | このホームページについて | リンク | サイトマップ

このホームページは平成21年度厚生労働科学研究費補助金創薬基盤推進研究事業「ゲノム研究
プロトオーム研究に適用可能な病理解剖組織バンクの開発」の研究の一環として作成されました。

Copyright(C) TOKYO METROPOLITAN GERIATRIC HOSPITAL AND INSTITUTE OF GERONTOLOGY, All Rights Reserved.

文字の大きさ 大 中 小

地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 病理解剖バイオバンク

[トップページ](#)

[サイトマップ](#)

トップページ > お問い合わせ

倫理的配慮

規約・運営指針

一般の方々へ

バイオバンクの利用を
希望される研究者の方へ

お問い合わせ

このホームページについて

リンク

お問い合わせ

東京都健康長寿医療センター 高齢者バイオリソースセンター

住所: 〒173-0015 東京都板橋区栄町35-2

電話番号: 03(3964)1141 内2285

FAX番号: 03(3964)1982

Eメール: centpath@tmig.or.jp

[パンフレットPDF](#)



[ダウンロード
\(1,096 KB\)](#)

[東京都健康長寿医療センター](#)

[病理解剖コラボレーション事業](#)

 [老年病SNPデータベース
JG-SNP](#)

 [高齢者ブレインバンク](#)

[ページ先頭へ戻る]

[トップページ](#) | [お問い合わせ](#) | [このホームページについて](#) | [リンク](#) | [サイトマップ](#)

このホームページは平成21年度厚生労働科学研究費補助金創薬基盤推進研究事業「ゲノム研究
プロテオーム研究に適用可能な病理解剖組織バンクの開発」の研究の一環として作成されました。

Copyright(C) TOKYO METROPOLITAN GERIATRIC HOSPITAL AND INSTITUTE OF GERONTOLOGY, All Rights Reserved.

文字の大きさ 大 中 小

地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 病理解剖バイオバンク

[トップページ](#)

[サイトマップ](#)

[トップページ > このホームページについて](#)

倫理的配慮

規約・運営指針

一般の方々へ

バイオバンクの利用を
希望される研究者の方へ

お問い合わせ

このホームページについて

リンク

[パンフレットPDF](#)

 [ダウンロード
\(1,096 KB\)](#)

 東京都健康長寿医療センター

 病理解剖コラボレーション事業

 老年病SNPデータベース
JG-SNP

 高齢者ブレインバンク

[ページ先頭へ戻る]

[トップページ](#) | [お問い合わせ](#) | [このホームページについて](#) | [リンク](#) | [サイトマップ](#)

このホームページは平成21年度厚生労働科学研究費補助金創薬基盤推進研究事業「ゲノム研究
プロテオーム研究に適用可能な病理解剖組織バンクの開発」の研究の一環として作成されました。

Copyright(C) TOKYO METROPOLITAN GERIATRIC HOSPITAL AND INSTITUTE OF GERONTOLOGY, All Rights Reserved.

文字の大きさ 大 中 小

地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター

病理解剖バイオバンク

トップページ

サイトマップ

トップページ > リンク

倫理的配慮

規約・運営指針

一般の方々へ

バイオバンクの利用を
希望される研究者の方へ

お問い合わせ

このホームページについて

リンク

リンク

■ 東京都健康長寿医療センター病院

<http://www.tmgbig.jp/hospital/>

■ 東京都健康長寿医療センター研究所

http://www.tmig.or.jp/J_TMIG/J_index.html

■ 東京都健康長寿医療センター高齢者バイオリソースセンター

<http://www1.tmgbig.jp/brcsr/>

■ 東京都健康長寿医療センターコラボレーション事業

<http://www1.tmgbig.jp/pathology-d/>

■ 高齢者ブレインバンク

<http://www.mci.gr.jp/BrainBank/>

■ 老年病SNPデータベース

<http://www1.tmgbig.jp/ig-snp/japanese/top.html>

■ 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

■ 日本病理学会

<http://isp.umin.ac.jp/>

パンフレットPDF



ダウンロード
(1,096 KB)

東京都健康長寿医療センター

病理解剖コラボレーション事業

老年病SNPデータベース
JG-SNP

高齢者ブレインバンク

[ページ先頭へ戻る]

トップページ | お問い合わせ | このホームページについて | リンク | サイトマップ

このホームページは平成21年度厚生労働科学研究費補助金創薬基盤推進研究事業「ゲノム研究
プロトコーム研究に適用可能な病理解剖組織バンクの開発」の研究の一環として作成されました。

Copyright(C) TOKYO METROPOLITAN GERIATRIC HOSPITAL AND INSTITUTE OF GERONTOLOGY, All Rights Reserved.

病理解剖バイオバンク研究計画申請書

年 月 日

東京都健康長寿医療センター病理解剖バイオリソース機構会長 殿

機関名 申請者 氏名	印
------------------	---

試料の配布を受け、研究を行いたいので、次のとおり申請いたします。

1. 研究課題名					
2. 連絡先	研究責任者	所属機関 ・職名			
		氏名			
		機関 所在地	〒		
		電話番号			
		F A X			
		E-Mail			
3. 研究概要	試料の種類	ア. 組織試料 イ. 血清 ウ. DNA エ. タンパク オ. その他 ()			
	使用予定の 組織名と数	組織名	数	組織名	数
		研究目的と概要			

研究方法					
	生殖細胞系列 の遺伝情報解 析の有無	有・無			
	研究期間				
4. 特に病理解剖バイオバンクの試料を必要とする理 由					
5. 研究資金					
6. 社会への貢献の見込み 予想される成果					
7. 技術能力 (人材、設備などについての 準備状況など)					
8. 研究実績					
9. 外部機関への 解析依頼の有無	有無	有・無		※有の場合は以下も記入のこと	
	解析機関	名称			
		担当者			
		所在地	〒		
		電話番号			
10. 研究実施場 所 (試料の使用場所)	名称				
		所在地	〒		
		電話番号			

1 1. 試料を使用する研究分担者	氏名	所属部局・職名	本使用における役割
1 2. 研究終了後の試料の廃棄方法			
<p>※ 以下は、健康長寿医療センター病理解剖バイオリソース機構病理解剖バイオバンクから配布を受けた試料を研究に用いることが記載された研究計画書について、承認等が得られているかを記載すること。</p>			
1 3. 機関内倫理審査委員会の審査	承認済 ・ 審査中 ・ 審査予定 ・ 申請予定 (1つを選択してください)		
	機関内倫理委員会の名称		
	承認日 (または予定日)	年	月
1 4. 部門の長の許可	部門の長	職 名 氏 名	印

(注)

- 各機関の倫理審査委員会に提出した研究計画書を参考資料として添付すること。
研究計画書に記載される内容について、知的所有権などのために外部に公表できない部分がある場合には、この限りではない。
- 研究計画の詳細については、説明文書の添付を行なうこと。
- 本申請書の受領後、健康長寿医療センター病理解剖バイオリソース機構の研究計画審査会、倫理委員会において審査を行います。各審査を経て健康長寿医療センター病理解剖バイオリソース機構の承認を得られた後、機構と試料配布契約の締結を行う。

下記宛に郵送して下さい。

(事務局記入欄)

〒173-0015
東京都板橋区栄町35-2
東京都健康長寿医療センター
病理解剖バイオリソース機構
病理解剖バイオバンク事務局
(問合せ先)
電話:03-3964-1141 内2285
FAX : 03-3964-1982

(受付日 : 年 月 日)
(受付担当者名 :)

受付番号	
------	--

<様式2>

病理解剖バイオバンク試料配布契約申込書

年 月 日

東京都健康長寿医療センター 病理解剖バイオリソース機構会長 殿

機関名
申請者
氏名 印

組織試料・血清試料・DNA試料等の配布に関し、契約を締結したいので、次のとおり申込みいたします。
つきましては、東京都健康長寿医療センター病理解剖バイオリソース機構会長との契約手続きの開始をお願い申上げます。

受付番号	第 号 受付日 年 月 日				
1. 研究課題名					
2. 対象試料	内 容	ア. 組織試料 イ. 血清 ウ. DNA エ. タンパク オ. その他 ()			
	使用予定の 組織名と数	組織名	数	組織名	数
		臨床病理情 報	組織に付けて提供する臨床病理データは年齢、性別、臨床診断、 病理診断です。それ以外に必要なデータがある場合は以下に記載 してください。なお、データがない等の理由によりご希望に添え ない場合があります。 <上記以外のデータ>		
3. 研究責任者	所属機関 ・職名				
	氏 名				
	機関所在地				
	電話番号				
	F A X				
	E-Mail				

4. 機関内倫理審査委員会の審査結果※ ¹	審査結果	承認 ・ 条件付承認 ・ その他 (1つを選択してください)		
		特記事項		
	機関内倫理審査委員会名称			
承認日	年 月 日			
5. 部門の長の承認※ ²	部門の長	職名	印	
		氏名		

※1、※2：本申込みにあたって、原則として、これら2項目全ての承認が必要となります。

研究計画の確認のため、最新の研究計画書、倫理審査委員会の承認通知（写）の添付をしてください。

下記宛に郵送して下さい。

〒173-0015

東京都板橋区栄町35-2

東京都健康長寿医療センター

病理解剖バイオリソース機構

病理解剖バイオリバンク事務局

(問合せ先) 電話:03-3964-1141 内2285

FAX : 03-3964-1982

(事務局記入欄)

(受付日 : 年 月 日)

(受付担当者名 :)

<様式3>

平成 年 月 日

研究実施経過／終了報告書

東京都健康長寿医療センター病理解剖バイオリソース機構会長 殿

研究機関名 _____

研究申請者名 _____

東京都健康長寿医療センター病理解剖バイオリソース機構より配布された試料を用いた研究について、

1. 継続中につき、経過を報告します。
2. 終了したので、結果を報告します。

(該当する方に○印を付け、以下の報告事項欄にご記入下さい。)

配布された試料

配布日※	年 月 日			
受付番号				
配布された試料の内容	ア. 組織試料 オ. その他（ ）	イ. 血清	ウ. DNA	エ. タンパク
配布された組織名と数	組織名	数	組織名	数

※ 本報告書は研究終了後速やかに、また継続の場合は配布後1年毎に提出して下さい。
また、研究期間を延長する場合には、研究期間の延長申請欄に記入して提出して下さい。

申請研究

研究責任者	氏名 TEL: FAX:	
研究課題名		

研究結果（経過）

使用目的 :

結果（経過） :

学会・学術誌等への発表

試料の廃棄

廃棄日	年 月 日
廃棄理由	
廃棄方法	
廃棄量	

研究期間の延長申請

東京都健康長寿医療センター病理解剖バイオリソース機構より配布された試料を用いた研究の研究期間を延長したいので、次のとおり申請します。

配布された試料

配布日	年	月	日
受付番号			
配布された試料の内容	ア. 組織試料 オ. その他（ ）	イ. 血清	ウ. DNA エ. タンパク
配布された組織名と数	組織名	数	組織名

研究課題名			
研究責任者	印		
所属部門の長の承認	職名	氏名	印
研究機関			
延長期間	年 月 日より 1 年間		
延長理由			

厚生労働科学研究費補助金（創薬基盤推進研究事業）
分担研究報告書

病理解剖コラボレーション事業運営に関する研究

分担研究者 新井富生 東京都健康長寿医療センター病理診断科部長

研究要旨

昨年度、病理解剖バイオバンクと並行して準備してきた病理解剖コラボレーション事業を2009年4月1日に開始し、1年間の運営を行ってきた。本報告ではコラボレーション事業の運営成果について報告する。また病理解剖コラボレーション事業の発展のために、各種の広報活動を行った。即ち、病理解剖コラボレーション事業のポスター作成と院内掲示、パンフレット作成と院内配付、複数の学会、セミナーでの発表を行った。

A. 研究目的

本研究の目的はゲノム研究、プロテオーム研究に適用可能な「病理解剖バイオバンク」を開発し、人由来試料の供給システムを開発する事にある。

そして、病理解剖バイオバンクと並行して、昨年度、病理解剖コラボレーション事業の開始準備を行った。この事業は、健康長寿医療センターにこれまでに蓄積、整理された病理解剖資料を研究資源化し、新たな共同研究を公募するものである。病理解剖コラボレーション事業は2009年4月1日に開始した。本分担報告書では、病理解剖コラボレーション事業の運営状況を報告すると共に、今年度行ったポスター、パンフレット、学会などの広報活動についても報告する。

B. 研究結果・考察

（ポスター作成と院内掲示・パンフレット作成と院内配付）

病理解剖コラボレーション事業の運営にあたっては、患者さんやご家族の方にこの事業について、十分な理解を得ることが倫理的に重要である。そこで、センター病院の外来玄関の目立つ場所に、ポスターを掲示している。また同じ趣旨で、パンフレットを作成し、配付している。1週間にパンフレットを約10部配付している。ポスター、パンフレットの内容は資料1,2で示します。

（学会などの広報活動）

病理解剖コラボレーション事業は、センターにこれまでに蓄積、整理された病理解剖資料を用いた共同研究を公募するものであるから、医学研究者に対する広報活動が大

変重要である。そこで、病理解剖コラボレーション事業について日本病理学会総会、日本老年医学会総会、日本人類遺伝学会総会、国際生物環境資源学会、国際老年学会などで口演発表、ポスター発表を行った。その際、ポスターを掲示し、パンフレットの配布も行った。更に、生物資源啓発普及セミナーでも講演を行った。学会、セミナーで用いた資料を示す（資料 3-7）。またセンター内での周知を図るために、2010 年 3 月 25 日に「高齢者バイオリソースセンター設立記念講演会」を行った。

（共同研究業績）

現在、東京大学、東京医科歯科大学、理研など 17 の外部研究組織と共同研究を行っている。2009 年に新規に共同研究を開始したのは東京慈恵会医科大学整形外科、獨協医科大学皮膚科との 2 件である。2009 年に発刊された英語原著論文は 14 件にのぼる。以下に一覧を示す。これらの業績は 5 月末までには病理解剖コラボレーション事業のホームページにアップロードされる予定である。

1. Fukuda, M. et al., *Biomed Res* 30 (4), 227 (2009).
2. Hinohara, K. et al., *J Hum Genet* 54 (4), 248 (2009).
3. Hinohara, K. et al., *J Hum Genet* 54 (9), 554 (2009).

4. Hinohara, K. et al., *Hum Genet* 126 (4), 539 (2009).
5. Hinohara, K. et al., *J Hum Genet* 54 (11), 642 (2009).
6. Hoshikawa, M. et al., *Clin Lung Cancer* 10 (4), 249 (2009).
7. Kato, T. et al., *J Laryngol Otol* 123 (12), 1343 (2009).
8. Kuroasaki, T. et al., *Int J Urol* 16 (4), 364 (2009).
9. Liu, M. et al., *BMC Genet* 10, 37 (2009).
10. Sawabe, M. et al., *J Atheroscler Thromb* 16 (2), 91 (2009).
11. Sawabe, M. et al., *Heart* 95 (24), 1997 (2009).
12. Sebastiani, P. et al., *PLoS One* 4 (12), e8210 (2009).
13. Tsuda, Y. et al., *Respirology* 14 (4), 529 (2009).
14. Yamada, Y. et al., *Atherosclerosis* 207 (1), 144 (2009).

C. 結論

2009 年 4 月に開始された病理解剖コラボレーション事業は順調に運営されており、大きな成果を挙げている。これは我々が長年にわたり蓄積、整理してきた病理解剖資料が、医学研究資源として、極めて有用であることを示している。今後もホームページ